

(様式第1号)

令和 年 月 日

新篠津村商工会長 様

住 所  
氏名又は  
代表者名

印

生年月日 年 月 日生

## 加 入 申 込 書

このたび私は、貴会の定款並びに規約を承認し加入いたしたく申込ます。  
なお、私は定款第9条第2項に規定するものでないことを申し添えます。

住 所	(事業所) TEL (自 宅) TEL
名 称	
業 種	
創 業 年	年 月 日 ( 年)
当地区における開業年	年 月 日 ( 年)
経 営 形 態	個 人 法 人 (資 本 金 千円)
税 務 申 告	青 色 申 告 白 色 申 告
従 業 員 数	男 名 (うち家族従業員 名) 女 名 (パ ー ト 名)

# 新 篠 津 村 商 工 会 定 款

## 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第9条 本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第43条に定める青年部の部長若しくは副部長又は第48条に定める女性部の部長若しくは副部長とする。

ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。

(1) 本商工会の地区内に引き続き6月以上に満たない期間営業所等を有する商工業者。

(2) 本商工会の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- ① 相互会社
- ② 中小企業等協同組合
- ③ 信用金庫
- ④ 労働金庫
- ⑤ 公社
- ⑥ 青色申告会
- ⑦ 法人会
- ⑧ スタンプ会
- ⑨ 商店会
- ⑩ 特定非営利活動法に基づく特定非営利活動法人
- ⑪ 医療法人
- ⑫ 社会福祉法人
- ⑬ 産学連携・商工会事業等に関わる学校法人
- ⑭ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
- ⑮ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
- ⑯ 地域経済の振興等に資する中間法人
- ⑰ まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

(3) 本商工会の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- ① 医師
- ② 歯科医師
- ③ 助産師

- 2 前項の規定にかかわらず暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当するもの及び反社会的勢力に関与するものは会員たる資格を有しない。

（加 入）

第10条 本商工会の会員たる資格を有する者は、総会の議決を経て別に定める加入手続により、本商工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。

- 2 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
- 3 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又は加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、その通知を受けたときに本商工会の会員となる。
- 5 前項の規定により通知を受けた者は、所定の加入金及び会費を納入しなければならない。
- 6 加入金の額及びその払込みの方法は、総会の議決を経て別に定める。

# 新篠津村商工会加入脱退会費制裁等に関する規約

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、定款第10条及び第12条から第17条までの規定により、加入、会費、過怠金、会員権の停止及び除名、脱退の届出に関する事項について定めることを目的とする。

(規約の変更)

第 2 条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することはできない。ただし、この規約に該当しない事項が生じた場合は、理事会の議決を経て処理することができる。この場合には、次の総会において承認を得なければならない。

## 第 2 章 加 入

(加入手続)

第 3 条 本商工会の会員たる資格を有する者で、本商工会に加入しようとする者は、所定の申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 会長は、前項の加入申込書のあった者について遅滞なくその加入の諾否を理事会に附議し、その結果を所定の通知書（様式第2号）により加入申込者に通知しなければならない。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた者は、その通知を受けたときに、本商工会の会員となる。

4 前2項の通知を受けた者は、所定の会費及び加入金（相続による加入の場合は除く。）を納入しなければならない。

5 加入金は、2,000円とする。  
青年部女性部の加入金はとらない。

## 第 3 章 会 費

(会費の等級及び額)

第 4 条 会費の額は、全額均等割とし、月額3,000円とする。

但し、賛助会員については月額500円とする。

2 事業年度の途中において加入した会費については、その会費の額は、加入した月以降の月割計算によって算出するものとする。

(会費の等級及び額の決定)

第 5 条 会費の等級及び額は、次に掲げる事項を勘案し、理事会の議を経て決定する。

(1) 地域の実情

- (2) 事業規模
- (3) 所得額
- (4) その他参考となる事項